

平成 23 年(ワ)第 1291 号, 平成 24 年(ワ)第 441 号, 平成 25 年(ワ)第 516 号、平成 26 年 (ワ) 第 328 号 伊方原発運転差止請求事件

意見陳述

高橋 博子

(広島市立大学広島平和研究所講師)

私は、アメリカの公文書から、アメリカがどのように核問題を情報コントロールしてきたのかを検証している歴史家です。また現在 5 歳の子どもの母親です。東京電力福島第一原発事故による被害がとてつもなく大きい状態であるのに、伊方原発が再稼働されようとしていることに対して大きな憤りを覚え、子どもたちのために何とかしなければと思い、原告の一人となりました。

2011 年 3 月 11 日、東日本大震災が起こった時、私は育児休暇中で東京におりました。当時息子は 1 歳と 6 ヶ月でした。やがて、東京電力福島第一原発事故のニュースが流れ、原発事故による影響を大変恐ろしく思っていました。テレビのコントロールされた報道ではなく、インターネットでの原子力情報資料室の中継などによって、事態の深刻さを感じました。3 月 15 日には新幹線に乗り、子どもと大阪の実家へと避難しました。後日わかったことですが、その日は東京でも放射線空間線量がきわめて高かった日でした。

大阪に移ってからは、次は食糧の問題が心配になりました。というのは、1950 年代のアメリカ・イギリス・ソ連の核実験からも、またチェルノブイリ原発事故の影響からも、放射性降下物のもたらす食糧汚染は深刻であることを、研究上よく意識していたからです。1950 年代にはストロンチウム 90 がカルシウムと間違えて人体に取り込まれることがアメリカ原子力委員会の科学者にも知られており、牛が摂取した食物にストロンチウム 90 が入っていた場合、カルシウムと間違えてミルクに蓄積されてしまいました。また人間の骨や歯にもストロンチウム 90 が蓄積されやすく、アメリカ原子力委員会は特に 20 歳以下の子どもや生まれる前に亡くなった胎児の骨を集めて分析しておりました。そうして得られたデータからも、胎児であっても母親の血液を通じて放射性物質が体内に蓄積されることが 1950 年代からわかっておりました。

当時息子は離乳食の途中で粉ミルクも飲ませておりました。早速すでに発売している粉ミルクを大量に購入しました。というのは放射性物質がミルクに蓄積

されやすいことを 1950 年代の研究から知っていたからです。実際、のちに、2011 年 3 月 11 日以降に製造された同会社からの粉ミルクからは、放射性物質が検出されておりました。また育児休暇中に過ごした東京の自宅のある小金井市の隣の三鷹市からは水道水から放射性物質が検出され、乳児のいる家庭には東京都から飲料水が支給されました。

冷静に考え調査すればするほど事態の深刻さを深く認識しました。「放射線を意識しすぎるのはヒステリーだ、冷静に」とか、「考えすぎるとストレスになってかえって良くない」とか、文部科学省が率先するかたちで、放射線の影響を考えさせまいとする宣伝が当時行われておりましたが、私があればほど冷静だった時はなかったと思います。というのは「粉ミルク」「水道水」と最悪の事態を想定して備えるよう実行したことが、つぎつぎと当たっていったからです。「想定外の事故」という表現がよく使われますが、私にとっては想定し、予測していたことがつぎつぎと当たってしまう事態に、かえって驚愕しておりました。

あの時は、小さな子どもを被曝から守るため、必死で情報収集し、行動しておりました。しかし、政府の発表や、テレビや新聞に出てくる専門家と呼ばれる人たちは、内部被曝を軽視し、外部被曝のみを意識した説明しかしておりませんでした。私としても 内部被曝の影響を軽視するのはおかしいことだと、少しでも多くの人に気づいてほしくて、機会をとらえて情報発信してまいりました。共同通信配信記事の識者評論欄に執筆し、「原発事故と放射線被害 内部被曝は推量困難 「基準」の検証不可欠」というタイトルで 2011 年 3 月 30 日に配信されました。

しかし翌月である 4 月になると、外部被曝について、年間 20 ミリシーベルトもの高線量を学校や保育園などの再開の基準とすることが発表されました。ICRP の 1991 年勧告でさえ、一般公衆は年 1 ミリシーベルトの基準なのに、幼い子どもたちも含めてその 20 倍もの線量基準が導入されるとは、と思い、そのような基準をあてはめられる子どもたちのことを思うと、いたたまれない気持ちになりました。なんとかしなければ、と、非核の政府を求める京都の会や高知県太平洋核実験被災支援センターとの共催で 2011 年 7 月 3 日「ただちに影響に影響はない」は本当？ ビキニ事件の真実と福島原発被災のいま ―軽視される低レベル放射線内部被曝を考える― というシンポジウムを京都の龍谷大学アバンティ響都ホールで開催しました。私はそこで、被曝の証拠として、乳歯が永久歯に生えかわる時に保存しておくよう呼びかけました。このことは新聞で報道され、福島県議会議員の方も関心をもたれ、県議会で提案されました。ところが、後に毎日新聞の記者の方が情報公開請求によって得た資料によると、福島県の職員が、この議員質問について「反原発命の方の主張でもあるようで、

あまり乗る気になれない質問です」とメールに書いて、乳歯の収集や調査に興味がないことを示す情報を専門家から収集していたことが明らかになりました。訴えても訴えても、被ばくの影響を軽視したり否定するためのあらゆる工作が実際に行われていたのです。

私の研究は、いかにアメリカが核兵器の非人道性を見えにくくするために原爆や核実験の影響を、とりわけ残留放射線や内部被曝を過小評価してきたのかを検証することです。つまり加害者側が自身の罪を少なく見せるために、その影響を過小評価した公式見解しか出していないことを、資料面で見えてきたのです。福島原発事故にあたって、まったくそれと同じことが繰り返されていたのです。加害者側による隠蔽が繰り返されることに対して、原発事故以来、何度も何度も憤りを感じてきました。小さな子どもを育てながら、また親子とも何度も何度も体調を崩しながらも、訴え続けてきたつもりですが、いまだにこの大事な事実が知られていないことに対して本当に残念に思います。

ところで、私が研究してきました原子爆弾の歴史に関することに触れさせていたいただきたいと思います。

1943年5月12日、マンハッタン計画の責任者のグローブズの要請に応じてマンハッタン計画の一環として、放射能毒性小委員会（Radioactive Poisons Subcommittee）が発足しました。アメリカは放射線兵器の開発のため、放射線の人体への影響について、すでに強い関心をもっていたのです。その報告書「軍事兵器としての放射性物質」には、「高線量の放射線の貫通は深刻な身体的傷害や死を引き起こしうる」、「除染されたり、放射能が崩壊する十分な時間が経過するまで、この地域で何日も生活をつづけることが不可能になるほど高いレベルの放射線で広い地域を汚染するのに充分であろう」、「放射性物質は身体的被害や地域を汚染するがために兵器として有効である」、などと書かれています。また別の報告書で、シカゴ大学冶金研究所所長のジェームズ・コナン博士は、「わずか100万分の1グラムの肺への蓄積が致命的であろう」と述べています。アメリカはマンハッタン計画で放射線兵器の開発のために放射線がもたらす人体影響を知っていました。またすでに内部被曝や残留放射線の影響を知っていました。

原爆投下から既にか月たった後の1945年9月5日『デイリー・エクスプレス』に、ウィルフレッド・バーチェット（Wilfred Burchett）の配信記事が掲載されました。「原爆病（The Atomic Plague）：広島では、最初の原子爆弾が都市を破壊し世界を驚かせた30日後も、人々は、かの惨禍によってけがを受けていない人々であっても、『原爆病』としか言いようのない未知の理由によって、いまだに不可解かつ悲惨にも亡くなり続けている」。

それに対して1945年9月12日夜、マンハッタン計画副責任者トーマス・ファーレル准将は東京にて記者会見を開きました。ファーレルは原爆が「廃墟となった街に危険な残存する放射能を生み出したり、爆発時に毒ガスを作り出すことを、断固として否定した」そうです（*The New York Times*, Sep. 13, 1945）。

この会見には、マンハッタン計画の医学部門責任者スタッフォード・ウォレンという科学者の影響がありました。彼は、広島・長崎の空中爆発の場合は、「危険な核分裂物質は垂成層圏にまでの上昇し、そこに吹く風によって薄められ消散させられる。都市は危険な物質に汚染されるわけではなくすぐに再居住してもさしつかえない。」（*Medical Radiography and Photography* [Eastman Kodak Company Rochester, N.Y., vol. 24 no. 2 1948]）と説明をしていました。しかし、このような説明が事実ではないことは、原爆症認定集団訴訟など多くの被爆者による訴えで、すでに明らかになっております。

実は1950年代初めに、ABCC(原爆傷害調査委員会)でさえ、直接の被爆ではなく、後から入市して被爆した人々に対する調査を行っており、入市被爆者に対する放射線の影響を示唆する資料が残っております。残留放射線や内部被曝の問題は、アメリカの公式見解の中ではいまでも否定や過小評価されつづけていますが、その公式見解そのものが信憑性に欠けることは、アメリカ側の文書からも明らかになってきております。

またすでに1950年代に、ABCCの初期の科学者や米原子力委員会や国連科学委員会の報告書においてすら、放射線は、どんどん成長する子どもたちや胎児に、より大きな影響を与えることが明らかにされています。

原発を再稼働させるということは、これから成長してゆく子どもたちを危険にさらすということです。

東京電力福島第一原発事故の経験がありながら、どうしてこうした子どもたちを危険にさせるのでしょうか。まだまだ被害の全容が明らかになっていないにもかかわらず、どうして原発を再稼働しても安全だといえるのでしょうか。放射線はよりにもよって、最も弱い守られるべき存在を危険にさらします。

放射線安全論は、大人の、強い側の、核兵器や原発という存在を守るために作られたものにすぎず、人間を守るものではないことは、歴史的資料が示しています。強い存在をさらに守るためではなく、弱い存在を大事に守るための判決を、原発ではなく人間の命を、幼い子どもたちを、必死になって成長しようとしている胎児を守るために、伊方原発の運転差し止めの判決を求めます。